

アドテック グリーン調達基準

第1版

2023年3月20日作成

グリーン調達基準の構成

1. グリーン調達の目的
2. 適用範囲
3. グリーン調達の概要
4. グリーン調達基準の実施要領
5. 付則

【付 表】

- 1 : 「アドテック・グリーン調達基準確認書」

【添付資料】

- 1 : 「工場審査チェックシート」
- 2 : 「特殊工程監査診断チェックシート」
- 3-1 : 「環境影響調査票(14001認証取得企業様用)」
- 3-2 : 「環境影響調査票」
- 4 : 「製品・部材に含まれる有害化学物質の不使用証明書」

株式会社アドテックエンジニアリング

株式会社アドテックエンジニアリング（様式：AQ-1070100-01）

この文書は、画面上では管理版、印刷されたものは非管理版です。

はじめに

アドテックエンジニアリングは、FAシステムメーカーとして設計・生産・サービスの全ての企業活動を通じて環境への負荷の低減に努めています。

当社では、従来より、環境配慮型製品への転換、法規制の順守等の取り組みを実施していますが、昨今高まりを見せるSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）への貢献も鑑み、この度、グリーン調達基準を制定することとしました。
この基準により国内及び海外法規制に対応し、製品含有化学物質の管理を行います。

当社は、「グリーン調達」を積極的に推進して参りますが、これには当社のみならず、取引先様各位のご協力を得た総合的な取り組みが必要となります。取引先様のご理解、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

株式会社アドテックエンジニアリング（様式：AQ-1070100-01）

この文書は、画面上では管理版、印刷されたものは非管理版です。

1. グリーン調達目的

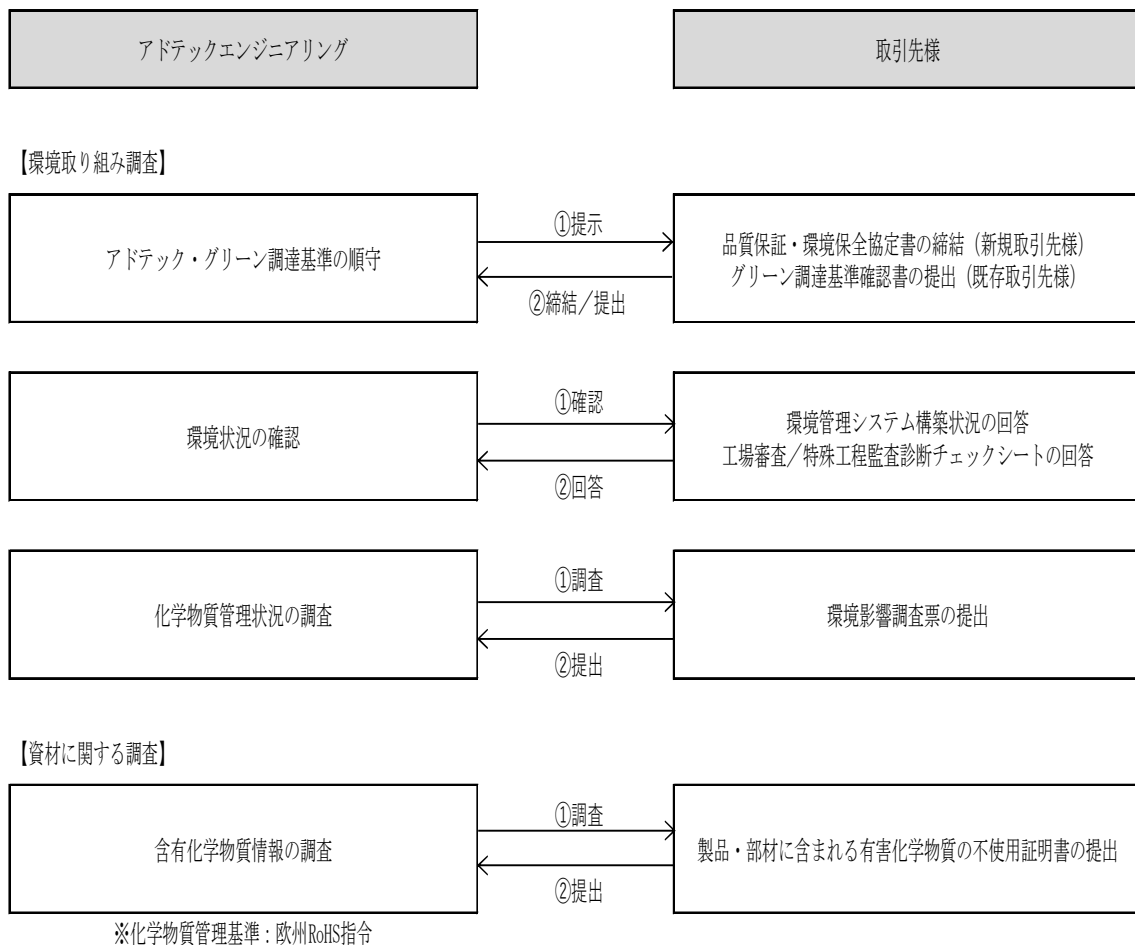
アドテックエンジニアリングは、環境保全活動の維持・向上を進めることにより、地球・社会・顧客の要望に配慮・対応した事業活動を通じて社会的責任を果たすという環境基本方針の下に、資材の購買活動に対する指針として「グリーン調達基準」を作成しました。今後、この基準に適合した資材の調達を推進していきます。取引先様と共同でグリーン調達を推進して行きますので、ご理解・ご協力をお願いします。

2. 適用範囲

- (1) アドテックエンジニアリングの製品を構成する資材〔部品、半製品（組立品、ユニット品）、原材料、包装材料、取扱説明書〕を適用対象とします。
- (2) 製造工程中で、製品構成資材に直接接触するもの、あるいは洗浄等で使用され資材に残留する可能性のある物質も同様な扱いとします。

3. アドテック・グリーン調達の概要

アドテック・グリーン調達は下図に基づき運用いたします。



4. グリーン調達基準の実施要領

4-1. 環境取り組み調査

(1) アドテック・グリーン調達基準の順守

新規の取引先様には、品質保証・環境保全協定書の締結を持ってグリーン調達基準を順守頂きます。既存の取引先様には、「アドテック・グリーン調達基準確認書」（付表1）の提出をお願い致します。

【品質保証・環境保全協定書 有害物質管理条項】

契約書名称	条項	内容
品質保証・環境保全協定書	第21条 グリーン調達基準の順守	乙は、甲の制定するグリーン調達基準を順守するものとする。

(2) 環境状況の確認

取引開始時に、環境管理システム（ISO14001、エコアクション 21 等）の構築状況を確認致します。また、工場監査や「工場審査チェックシート」（添付資料1）、「特殊工程監査診断チェックシート」（添付資料2）等の回答を通じて、品質管理体制と併せ環境管理体制に関する取引先様の評価を行います。これらの確認／評価は、不適合などの問題発生時にも行う場合があります。

(3) 化学物質管理状況の調査

特定顧客の要請があった場合に、化学物質管理状況を調査し、「環境影響調査票」（添付資料3-1、3-2）を提出頂きます。結果、使用禁止物質の混入・汚染の恐れがある場合、混入・汚染防止の管理状況を確認させて頂きます。

●環境取り組み調査まとめ

	実施項目	実施内容	実施時期
(1)	アドテック・グリーン調達基準の順守	品質保証・環境保全協定書の締結 (新規取引先様)	取引開始時
		グリーン調達基準確認書の提出 (既存取引先様)	グリーン調達基準制定時
(2)	環境状況の確認	環境管理システム構築状況の回答	取引開始時／必要時
		工場審査チェックシート／特殊工程監査診断チェックシートの回答	取引開始時／必要時
(3)	化学物質管理状況の調査	環境影響調査票の提出	特定顧客要請時

4-2. 資材に関する調査

(1) 化学物質管理基準

当社の化学物質管理基準は、欧州 RoHS 指令です。欧州 RoHS 指令に準拠した材料・部品の調達を進めます。また、欧州 RoHS 指令とは別に、当社の特定顧客グリーン調達に対応する場合があります。その場合は、各取引先様に個別に連絡致します。

【欧州RoHS指令】

RoHSとは、「Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment」の略称。EU(欧州連合)の電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する法律。2003年2月13日告示され、2006年7月1日施行。2013年1月3日からは大幅に改正されたRoSH II 指令に移行。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015L0863&rid=1>

【欧州RoHS II 指令で使用制限される有害物質】

	RoHS II 指令の対象物質	略号	最大 許容濃度	主な用途
①	カドミウム	Cd	0.01wt%	顔料、めっき、蛍光材料、蓄電池
②	鉛	Pb	0.1wt%	はんだ、合金成分、蓄電池
③	水銀	Hg	0.1wt%	蛍光灯、体温計
④	六価クロム	Cr+6	0.1wt%	めっき、酸化剤
⑤	ポリ臭化ビフェニル	PBB	0.1wt%	自動車用塗料、難燃剤
⑥	ポリ臭化ジフェニルエーテル	PBDE	0.1wt%	難燃剤
⑦	フタル酸ジエチルヘキシル	DEHP	0.1wt%	可塑剤
⑧	フタル酸ジブチル	DBP	0.1wt%	可塑剤、接着剤、セロハン、塗料
⑨	フタル酸ブチルベンジル	BBP	0.1wt%	可塑剤
⑩	フタル酸ジイソブチル	DIBP	0.1wt%	可塑剤

(2) 含有化学物質情報の入手・確認

当社の化学物質管理基準に適合していることを確認するため、必要に応じ、当社への納入物品が RoHS 指令規制物質非含有である旨の「製品・部材に含まれる有害化学物質の不使用証明書」(添付資料4)を提出頂きます。特に、当社顧客のワークが接触する箇所に使用される材料・部品については重点管理の対象とします。但し、取引先様からの申請に基づき、対象材料・部品を化学物質管理基準の適用除外とする場合があります。

【含有化学物質情報の入手時期(適用除外有り)】

	入手時期
①	新規資材調達のため、図面、仕様書を取り交わす時
②	当社もしくは取引先様で仕様を変更する時
③	化学物質管理基準が改訂になり、当社より調査依頼を行う時

株式会社アドテックエンジニアリング(様式:AQ-1070100-01)

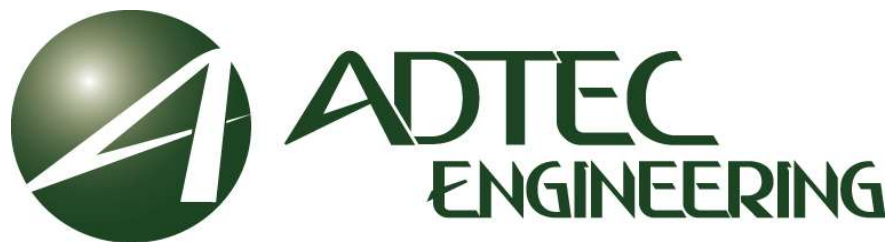
この文書は、画面上では管理版、印刷されたものは非管理版です。

5. 付則

- (1) ご提供頂く情報で取引先様のノウハウ・機密事項に関する内容があれば、その旨を明示ください。
- (2) ご提出頂いた記入結果やその他の資料は、当社内で使用し、取引先様のノウハウ・機密事項情報に関して互いに取り決めた場合を除き、あるいは公的機関から提出を求められた場合を除き、外部に公表することはありません。
- (3) 本基準は欧州RoHS指令に準拠しています。欧州RoHS指令改正等、社会状況の変化に応じて改訂します。
- (4) 本基準は予告なく改訂する場合があります。最新の基準は、当社ホームページを参照願います。
- (5) 法令などの変更や顧客要求に応じてフォーマットを別途指定し調査することがありますので、ご協力お願い致します。

改訂履歴

No.	改訂年月日	改訂内容
第1版	2023年3月20日	初版制定



グリーン調達基準書 第1版
発行：株式会社アドテックエンジニアリング

株式会社アドテックエンジニアリング(様式:AQ-1070100-01)

この文書は、画面上では管理版、印刷されたものは非管理版です。